

900m²以上の土地の形質変更時の手続について ～有害物質使用特定施設に係る土地～

平成31年4月1日に施行された改正土壤汚染対策法（以下、法）により、次の要件に該当する有害物質使用特定施設に係る土地において900m²以上の土地の形質変更を行う場合に、届出が義務付けられました。

1. 法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地【法第3条第7項】
2. 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地【法第4条第1項】
3. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であって、法第3条本文の報告をしていない又は法第3条第1項ただし書の確認を受けていない土地【法第4条第1項】

※「有害物質使用特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、同項第1号に規定する有害物質（法第2条第1項に規定する特定有害物質に限る）を、その施設において製造し、使用し、又は処理する施設のこと。（法第3条第1項本文で規定）

※有害物質使用特定施設に係る土地に該当しない場合でも、3,000m²以上の土地の形質変更を行う場合は、手続が必要です。

当該手続の詳細は、別資料「3,000m²以上の土地の形質変更時の手続きについて」を御確認ください。

900m²以上の土地の形質変更とは

土地の形質を変更する部分（同一の事業計画や目的の下で行われる、掘削、切土、盛土、舗装等、土地の形質を変更する行為）の合計面積が900m²以上となる行為

※工期が分かれている場合は、工事全体で形質を変更する部分の合計面積

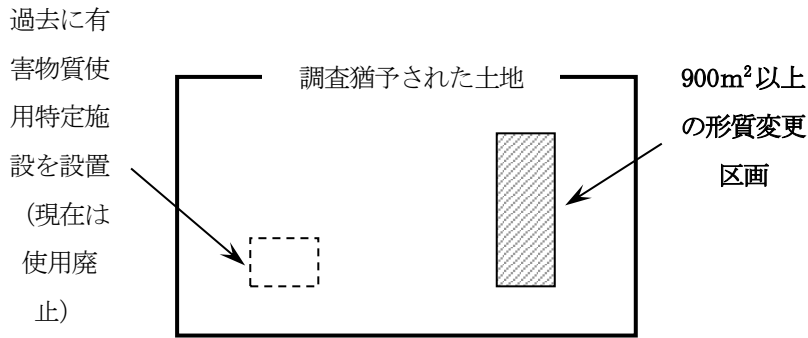
※現況の地表面を変更する行為は、全て形質変更該当します。

- 例1 掘削した土壌や搬入した土壌の仮置き
- 例2 建築物の基礎や擁壁を設置するための掘削
- 例3 舗装

※工事計画が未確定の場合には、事業予定地全体を形質変更範囲として届出を行うことができます。ただし、調査命令が発出された後に、工事計画の変更により形質変更面積が900m²未満となった場合であっても、命令は取り消されません。

① 過去に有害物質使用特定施設を廃止し、法第3条第1項ただし書の確認を受けている場合【法第3条第7項】

法第3条第1項ただし書の確認を受け調査猶予されている土地において、900m²以上の土地の形質変更を行おうとするとき、当該土地の所有者等はあらかじめ（目安として工事着手の30日前までに）厚木市に届出する必要があります。



法第3条第8項の規定に基づき、届出された土地に関して、当該土地の所有者等に対し、必ず調査命令が発出されますので、ご承知おきください。
(盛土部分を除く)

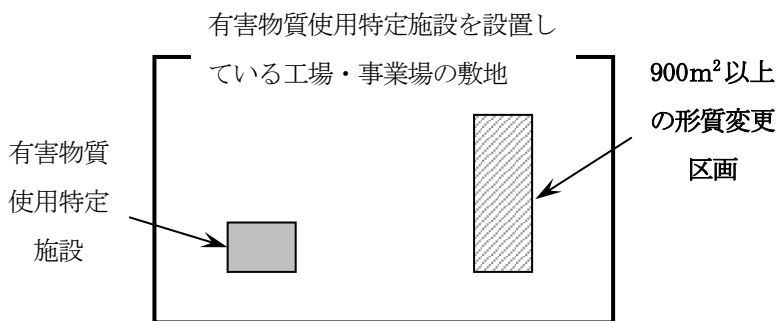
※次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

- (1) 盛土しか行わない場合（一部でも切土・掘削等、現況地表面に手を加える場合は、盛土範囲も含めて届出対象になります）
- (2) 形質変更の深さが最大 50 cm未満であって、区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- (3) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

② 現に有害物質使用特定施設を設置している場合（法第4条第1項）

◎法第3条第1項ただし書の確認を受けている場合は①に該当します。

有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地において、900m²以上の土地の形質変更を行う場合は、土地の形質の変更をしようとする者（当該工事の施行に関する計画の内容を決定する者）は、工事着手の30日前までに厚木市に届出が必要です。



法第4条第3項の規定に基づき、届出された土地に関して「土壤汚染のおそれあり」と厚木市が認めるときは、当該土地の所有者等に対し、調査命令が発出されます。
(盛土部分を除く)

※次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

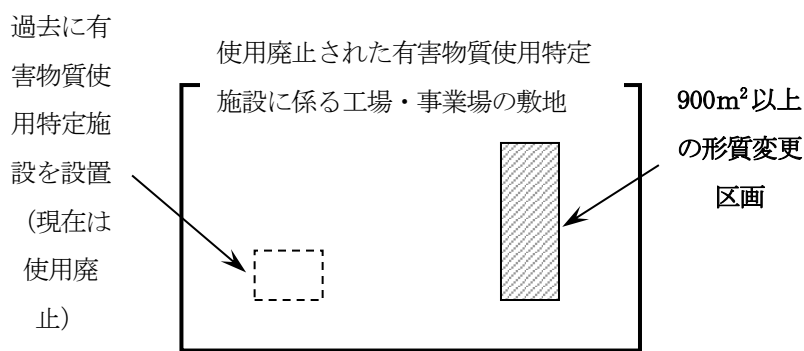
- (1) 法第3条第1項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- (2) 盛土しか行わない場合（一部でも切土・掘削等、現況地表面に手を加える場合は、盛土範囲も含めて届出対象になります）

- (3) 形質変更の深さが最大 50 c m未満であって、区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- (4) 農業を営むために通常行われる行為
- (5) 林業の用に供する作業路網の整備
- (6) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- (7) 法施行規則第 25 条第 5 号の規定により厚木市長が指定した土地において行われる形質の変更
- (8) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

③ 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であって、法第 3 条本文の土壌汚染状況調査を実施中の場合、又は法第 3 条第 1 項ただし書の確認を申請中で行政の確認を受けていない土地【法第 4 条第 1 項】

◎土壌汚染状況調査を実施中の場合、又は法第 3 条第 1 項ただし書の確認を申請中の場合は③に該当します。

法第 3 条第 1 項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であって、法第 3 条本文の土壌汚染状況調査を実施中の場合、又は法第 3 条第 1 項ただし書の確認を申請中で行政の確認を受けていない土地において、900m²以上の土地の形質変更を行う場合は、土地の形質の変更をしようとする者（当該工事の施行に関する計画の内容を決定する者）は、工事着手の 30 日前までに厚木市に届出が必要です。



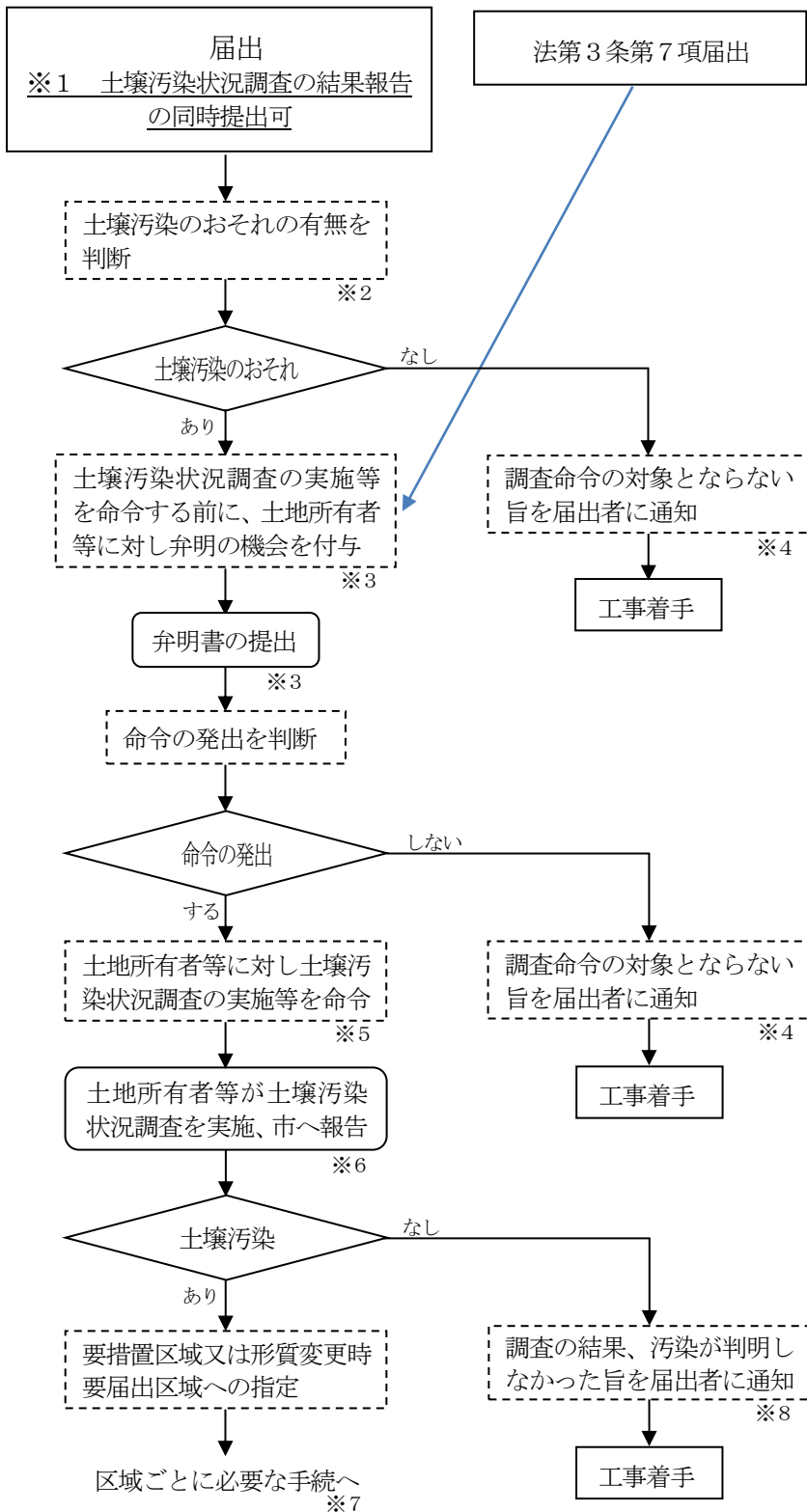
※土壌汚染状況調査実施中、又は調査猶予申請中

法第 4 条第 3 項の規定に基づき、届出された土地に関して「土壌汚染のおそれあり」と厚木市が認めるときは、当該土地の所有者等に対し、調査命令が発出されます。（盛土部分を除く）

※次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

- (1) 盛土しか行わない場合（一部でも切土・掘削等、現況地表面に手を加える場合は、盛土範囲も含めて届出対象になります）
- (2) 形質変更の深さが最大 50 c m未満であって、区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- (3) 農業を営むために通常行われる行為
- (4) 林業の用に供する作業路網の整備
- (5) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- (6) 法施行規則第 25 条第 5 号の規定により厚木市長が指定した土地において行われる形質の変更
- (7) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

3 届出から工事着手までの流れ



- ※1 法第4条2項に基づき、予め実施された調査の結果を届出に併せて提出することができます。この場合において調査結果に不備等が認められるときは追加調査等の命令がされる場合があります。
- ※2 判断基準は「6 特定有害物質による汚染のおそれがある土地（法施行規則第26条）」を参照してください。
- ※3 命令の対象となる土地が、公共の用に供する施設の管理を行う者が管理する土地の場合は、弁明の機会の付与ではなく、法第55条に基づき当該施設の管理を行う者との協議になります。
- ※4 調査命令の対象とならない場合でも、当該土地に土壌汚染が存在しないことを保証するものではありません。後日、土壌汚染のおそれがあると判明した場合には、法第5条に基づいて調査命令を発出することがあります。
- ※5 届出者が当該土地の所有者等でない場合は、命令とは別に、届出者に対して、当該土地が調査命令の対象となった旨を通知します。土地の形質変更は、土壌汚染状況調査及びそれに伴い必要となる一連の手続が完了した後でなければ着手できません。
- ※6 土壌汚染状況調査の実務は、環境大臣の指定を受けたもの（指定調査機関）に依頼してください。
- ※7 調査の結果、汚染が判明し、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された場合は、形質変更の内容や方法に制限が設けられるほか、別途必要な手続が発生します。
- ※8 土壌汚染状況調査を実施した者（土地所有者等）と届出者が同一の場合は、通知を省略します。

厚木市が行うもの

届出者が行うもの

土地の所有者が行うもの

4 届出方法

- (1) 提出先 厚木市環境農政部生活環境課（厚木市役所第二庁舎7階）
- (2) 提出期限 形質変更着手する日の30日前まで
- (3) 提出書類 「5 提出書類」のとおり
- (4) 提出部数 正本（提出用）、副本（届出者控用）各1部

5 提出書類

- (1) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（法施行規則 様式第六）
- (2) 形質変更をしようとする場所、形質変更の内容及び規模を示した資料
 - ※図面は、建築設計図書等を使用しても構いません。
 - ※現況の地表面を変更する範囲について、すべて記載してください（掘削後に埋め戻しをする場合、掘削後に建物基礎等を設置する場合、舗装を行う場合等を含む）。
 - ①形質変更を行う土地一覧表
 - ※形質変更を行う土地の全てについて、地番、土地所有者情報を記載した一覧表。
 - ②案内図
 - ③平面図に、形質変更の範囲（掘削・盛土等を区別すること）を示したもの
 - ④公図の写しに、形質変更の範囲（掘削・盛土等を区別すること）を示したもの
 - ⑤形質変更（掘削・盛土等）の深さを示した立面図及び断面図
 - ※掘削・盛土等の範囲が複数ある場合には、各範囲の深さがわかるようにしてください。
 - ⑥形質変更の規模の算出根拠（求積図等）
- (3) 土地の所有者等を確認するための資料
 - ①土地の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し
 - ※現状の土地所有者情報が記載されたものを添付してください。
 - なお、登記手続が完了していない場合には、最新の登記事項証明書の写しと所有権等の変更がわかる書類（土地売買契約書の写し等）を添付してください。
 - ②公図の写し
 - ※(2)④で合成図や重ね合わせ図を使用し、地番が判読しにくくなる場合には、必ず提出してください。

★なお、法第4条第1項の届け出について、過去にこの項において添付書類とされていた「③土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書」については、(3)①における登記事項証明書等により土地の所有者等の所在が明らかとなる書面を添付することで足りるとされましたので、添付する必要はなくなりました。
- (4) 法第4条第2項の規定に基づき、土壤汚染状況調査の結果を提出する際の資料【法第4条第1項の届出の場合のみ】

①土壌汚染状況調査結果報告について土地の所有者等の全員の同意があることを証する書類

※届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面。

※同意内容には、指定調査機関に調査させることの同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて厚木市長に提出することの同意が含まれていること。

6 特定有害物質による汚染のおそれがある土地（法施行規則第26条）

- (1) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地

過去に土壌汚染調査を実施し、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが判明した土地が該当します。

- (2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地

過去に行われた行政手続に基づいて、汚染のおそれがあることが客観的に判断できる土地が該当します。

- (3) 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地

- (4) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地

ガソリンスタンドにおける石油類の貯蔵等「その場で開封して特定有害物質を含む内容物の出し入れを行うことが前提となる貯蔵・保管」に係る土地が該当します。

また、密閉されていても、特定有害物質を含む固体又は液体をドラム缶等で屋外に保管することは、地下浸透による土壌汚染のおそれがあるため、本規定に該当します。

- (5) 上記(2)～(4)までに掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地

鉱害を防止するために必要な設備がなされていない、鉱山の敷地であった土地などが該当します。

また、人為的な原因を確認できない、自然由来による土壌汚染（砒素、鉛等）のある土地（上記(1)に該当）の近傍の土地が該当します。

現在、厚木市内において、当該規定に該当する土地は確認されていません。

7 土壌汚染対策法に関する問合せ先

厚木市環境農政部生活環境課

神奈川県厚木市中町 3-17-17（厚木市役所第二庁舎7階）

電話 046-225-2752（直通）

※神奈川県内の他市町村の土地に関する問合せ先

- ・横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、大和市、平塚市、茅ヶ崎市の場合は、各市の環境保全担当部署
- ・上記以外の市町村については、該当市町村を管轄する各地域県政総合センターの環境保全担当部署

8 よくある質問

- (1) 届出書を提出してから、最終的な結論（調査命令の対象になるか、ならないか）が出るまでにどのくらいの日数かかるのか？

地歴を確認したり、関係機関に照会をするため、30日程度かかります。書類等に不備がある場合には、60日程度かかることもあります。

- (2) 過去に実施した土壌調査で、土壌汚染が無いという結果が得られている土地について、形質変更をする予定だが、届出は必要か？

また、届出が必要な場合でも、調査命令の対象とならないと考えて良いか？

法第4条第1項に規定する届出は、形質を変更する規模が3,000m²以上である場合に届出が必要なものであり、過去の土壌調査等にはよりません。

過去に実施した土壌調査で賄っていない内容については、調査命令の対象となる可能性があります。（土壌調査の実施日以降に特定有害物質の使用等がある場合、調査した内容と、調査命令の対象とした特定有害物質の種類や範囲、おそれの区分等が異なる場合）

- (3) 届出をする前に、自主的に土壌調査を実施しようと考えているが、注意点はありますか？

自主的に調査した内容を土壌汚染対策法に活かしたい場合は、法に準拠した土壌調査でないと認められません。

(2)に示したとおり、過去に実施した土壌調査でまかなえていない内容については、調査命令の対象となる可能性があります。

- (4) 調査命令の対象となった場合、調査結果を報告するまでの間、届出した全ての土地について形質の変更を着手できなくなるのか？

調査命令の対象となった土地については、土壌汚染状況調査の結果報告が終了するまでの間、形質の変更を着手できません。調査命令の対象とならなかった土地については、形質の変更に着手することができます。

- (5) 調査命令の対象となった場合、何日以内に調査結果を報告する必要があるのか？

調査報告期限については、命令から120日程度を目安としています。

- (6) 土壌汚染状況調査の実務は、指定調査機関によって行われる必要があるとのことだが、どの指定調査機関に調査を依頼しても良いか？

土壌汚染状況調査は、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われている必要があるため、法第31条第2号及び第3号における基準（指定調査機関の指定の基準のうち調査の公正を確保するための基準）に適合する状態にある指定調査機関が行う必要があります。

例えば、土壌汚染状況調査の業務の発注者と指定調査機関との間に、子会社と親会社の関係が成立している場合には、「公正に」土壌汚染状況調査が行われていないことになります。

- (7) 土地の形質変更を行おうとする範囲が2以上の自治体が管轄する土地にまたがる場合、法第3条第7項又は法第4条第1項の届出はどのように行うのか？

指定調査機関については、環境省ホームページに掲載されています。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>

【届出書記載例】

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

(あて先) 厚木市長

どちらかを選択し
てください。

届出者 ○○県○○市○○町○○
株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○

土壌汚染対策法 第3条第7項 第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について

、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	住居表示：厚木市○○ ○丁目○-○ 地番：厚木市○○ 123-1 ほか○筆 (別紙1のとおり)	
土地の形質の変更の場所	別紙2のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	形質変更対象面積 950㎡ 形質変更部分の深さ(最大) 7m	
土地の形質の変更の着手予定日	令和○○年○月○日	
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又は 事業場の敷地にお いて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	株式会社○○ ○○工場
	有害物質使用特定 施設の種類の種類	電気めっき施設
	有害物質使用特定 施設の設置場所	別紙図面のとおり
	特定有害物質の種 類	ふっ素及びその化合物

【別紙1の例】

形質変更を行う土地一覧

	地番	所有者	備考
1	厚木市〇〇 112番	〇〇 〇〇	
2	厚木市〇〇 123番1	〇〇株式会社	
3	厚木市〇〇 123番3	〇〇 〇〇	
4	厚木市〇〇 125番	〇〇 〇〇	
5	(市道〇〇号線)	厚木市	
6	厚木市〇〇 124番	〇〇 〇〇	

【別紙2の例】

形質変更を行う場所（土地利用計画図と公図の重ね合わせ図）

